

令和6年 安全重点施策

運航事業を継続するに当たり、特に次の実行に重点を置く。

1 運航の可否の判断

- ・ 船長は、運航ごとに運航記録簿に必要事項を記録するとともに、気象、船舶の状況等あらゆる情報と運航基準に基づき、運航予定時刻の30分前を標準として運航の可否を判断し、運航管理者（補助者）に報告する。

2 情報の共有

- ・ 船長はもとより各スタッフは、お互いに円滑なコミュニケーションを取り合うことがお客様に安全な運航を提供する上で不可欠であるということを常に念頭に置き、強固なチームワークにより情報を共有する。

3 負傷者等発生 of 未然防止

- ・ 運航管理者（補助者）及び陸上勤務のスタッフは、陸上において、法令、規定等に定めるお客様に遵守いただく事項及び注意いただく事項の周知徹底を図る。
- ・ 船長及びガイドは、船内において法令、規定等に定めるお客様に遵守いただく事項及び注意いただく事項の周知徹底を図る。

4 リスク管理と防災に向けた取り組みの強化

- ・ 事故、ヒヤリ・ハットなどの情報を集め、事故防止のための対策につなげるよう活用する。
- ・ 万一の事態に備えた訓練を年1回以上実施する。

5 マンネリ化の防止

- ・ 「慣れと油断が事故を招く」ことを強く自覚し、本安全重点施策については、PDCAサイクルを活用し、毎年見直しを実施する。